

「自己託送に係る指針の一部を改正する通達（案）」に対する意見公募要領について

令和5年12月26日
資源エネルギー庁

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

令和5年12月26日に開催された総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会第68回電力・ガス基本政策小委員会において、「再エネ導入の拡大に向けた今後の自己託送制度の在り方について」に関する議論がなされ、自己託送制度の明確化に係る要件厳格化のため「自己託送に係る指針」の改正に向けた所要の手続きを進める方針が示されました。これを踏まえ、別紙のとおり、指針の一部改正を行うこととしました。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で御意見を募集いたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

「自己託送に係る指針の一部を改正する通達（案）」

「自己託送に係る指針（改正案）」

3. 資料入手方法

（1）電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

（2）窓口での配布

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部
（東京都千代田区霞が関 経済産業省別館5階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和5年12月26日（火）～令和6年1月25日（木）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

（1）電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームからご提出ください。

（2）郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8931

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部

パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： bz1-denryokusangyo-shima@meti.go.jp

（電子メールの件名を「自己託送に係る指針の一部を改正する通達（案）」に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

